

令和 7 年度 利用申請をされる前に必ずお読みください

わくわく☆ひろば利用のご案内

一般登録早朝・夕方利用及び学童クラブ申請の一齐受付期間

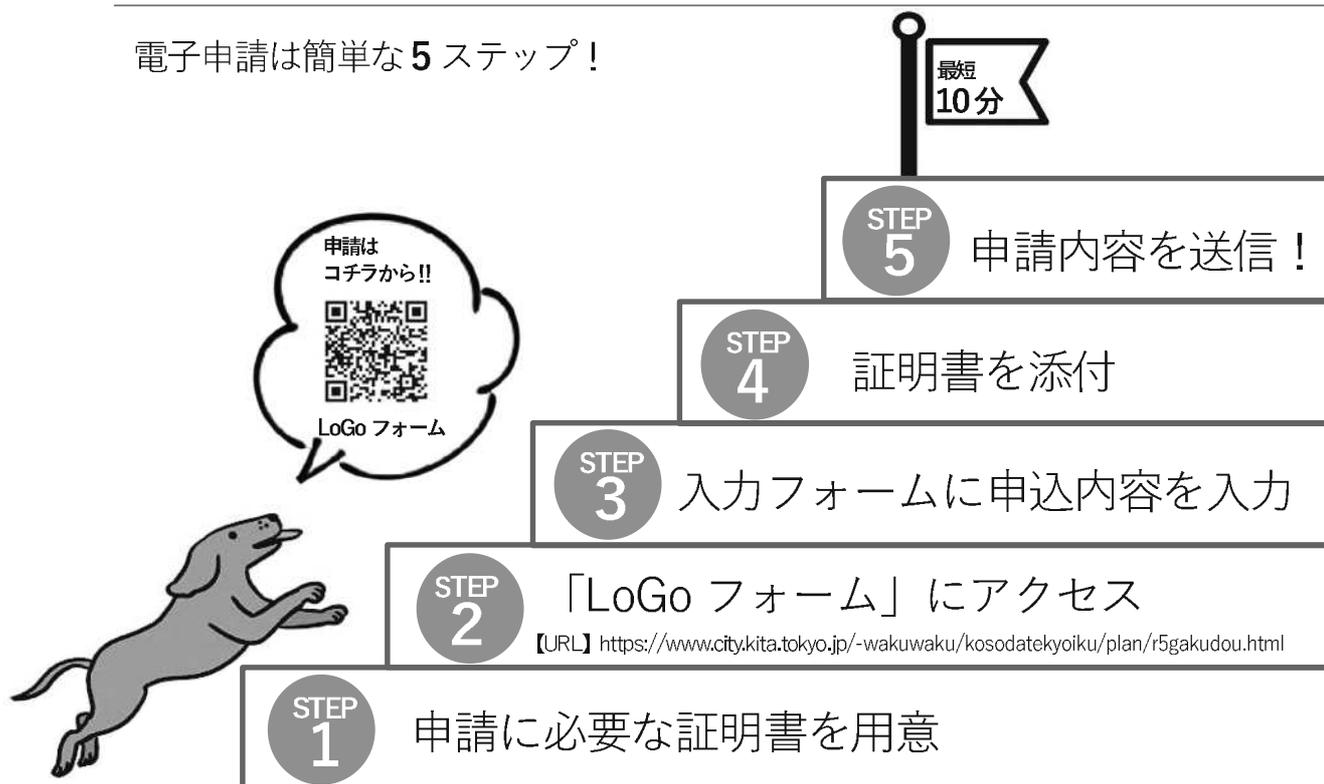
期限厳守 令和 6 年 11 月 25 日 (月) ~ 令和 7 年 1 月 6 日 (月)

令和 7 年度一齐受付は電子申請により行います

<申請にあたっての注意点>

- 申請に必要な書類をそろえ、日にちに余裕をもって申請してください。申請内容の不備や、添付書類に不足があり、期間内に修正や再提出ができない場合は、一齐受付審査の対象外となります。
12月20日(金)頃までに申請することをおすすめします。
- 一齐受付期間以降も随時申請を受け付けます。ただし、一齐受付の審査が優先されますので、学童クラブでは欠員が出るまでご利用をお待ちいただく場合があります。
- 令和 6 年度から継続して利用を希望する場合も、申請が必要です。
- 一般登録早朝・夕方利用と学童クラブの両方を申し込むことはできません。

電子申請は簡単な 5 ステップ！



- 「LoGo フォーム」は、(株) トラストバンクが提供する電子申請サービスです。
パソコンやスマートフォンから時間や場所を問わず、簡単に利用申請の手続きをすることができます。
- 申請には申請完了時に自動送信されるメールを受信するためのメールアドレスが1つ必要となります。
- 申請に必要な保護者の証明書は、本誌の「申し込みに必要な書類」(7.13 ページ)をご確認ください。

審査結果の通知

令和 7 年 2 月 12 日 (水) 発送 (予定)

ご自宅あてに郵送または現在利用中の児童を通じてお渡しします。



わくわく☆ひろば事業内容

北区では、児童の放課後や夏休み等の長期休業中の安全・安心な居場所として、『わくわく☆ひろば』事業を実施しています。わくわく☆ひろばには、一般登録と学童クラブの2つの事業があります。

区分	一般登録		学童クラブ	
	1~6年生	早朝・夕方利用 (1~6年生)	1~3年生	
対象者	当該小学校に在籍する児童 区内居住の私立小学校等の児童	早朝・夕方利用時間帯に 保護者が就労等で留守になる家庭 の児童	保護者が就労等で 留守になる家庭の児童	
目的	安心安全な居場所の提供		生活(預かり)の場	
実施日	日曜・祝日・休日・年末年始(12月29日~1月3日)を除く毎日 ※1			
実施時間	平日	授業終了後~17時 (11月~2月は16時30分まで)	早朝: なし 夕方: 17時~18時 (11月~2月は16時30分~18時)	授業終了後~18時 延長18時~19時 (延長は要申請)
	学校休業日 (月~土)	9時~12時 13時~17時 (11月~2月は16時30分まで) ※土曜授業日は原則13時~	早朝: 8時15分~9時 夕方: 17時~18時 (11月~2月は16時30分~18時)	8時15分~18時 延長18時~19時(月~金)
利用方法	わくわく☆ひろばに申込が必要 (申込日から利用可能)	わくわく☆ひろばに申請 利用申請書と就労証明書等を提出 (要件を確認のうえ決定)	学童クラブに申請 利用申請書と就労証明書等を提出 (審査のうえ決定)	
登録期間	登録日から小学校在学中 ※2	利用承認日からその年度の末日(3月31日)		
利用開始日	登録日 ※2	4月1日		
一日利用時の 昼食	原則、一度帰宅して昼食 ※3		お弁当持参	
おやつ	なし		あり ※おやつ代は育成料に含む	
帰宅時刻	自由帰宅		保護者の指定した時刻に帰宅	
登室確認方法	入退室管理システム		入退室管理システム及び 電子連絡帳	
保護者負担額	無料	早朝: 1,000円/月 夕方: 1,500円/月	育成料: 6,500円/月 ※おやつ代含む 延長育成料: 2,000円/月 ※利用者のみ	

※1 一般登録は、学校行事等により休みの日もあります。

※2 1年生の利用開始はおおむね5月頃からを予定しています。詳しくは各わくわく☆ひろばからのおたより等をご確認ください。

※3 ただし、児童のみの食事になる家庭を対象に、事前登録制で孤食を防ぐ目的としてお弁当を食べる場所の提供を行います。



一般登録

1 一般登録とは

(1) 一般登録とは

平日の放課後や土曜日、夏休みなどの長期休業期間中に、小学校（全校）を会場に子どもたちの安全・安心な活動場所（居場所）を提供することを目的としています。

学童クラブとは異なり、自由登室・自由帰宅のため、出欠確認や入退室時間の管理は行いません。入退室状況は、入退室管理システム（入退室時にバーコードリーダーを読み込むことにより、保護者あてにメールが送られ、入退室状況を確認いただけます）にてご確認ください。

利用には登録が必要です。一度ご登録いただくと、卒業までご利用いただけます。

なお、おやつを提供はありません。

(2) 実施時間

区分	4月～10月・3月	11月～2月
学校授業日	授業終了後～午後5時	授業終了後～午後4時30分
学校休業日	午前9時～正午	午前9時～正午
	午後1時～午後5時	午後1時～午後4時30分

(3) お休み

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始

※ 学校行事等によりお休みの場合があります。

2 利用料金

利用料金はかかりません。

3 利用申込み

(1) 利用の申し込みができる児童

以下の要件のいずれかを満たす児童です。

1	当該小学校に在籍する児童
2	当該小学校の通学区域に居住する私立小学校等の児童

(2) 利用の申し込みができるわくわく☆ひろば

在籍している小学校のわくわく☆ひろばを利用できます（21 ページ参照）。私立小学校等に通学している場合、通学区域内の小学校のわくわく☆ひろばを利用できます。

4 申込み方法

各わくわく☆ひろばにある「わくわく☆ひろば（一般登録）登録申込書」に必要事項をご記入いただき、ひろばにご提出ください。申し込み日からひろばを利用できます。

新1年生は、入学後、学校ごとに一斉申込の機会を設けています。利用開始日はおおむね5月上旬です。ひろばごとに異なりますので、詳細はひろばからのおたより等をご確認ください。



一般登録早朝・夕方利用

1 一般登録早朝・夕方利用とは

(1) 一般登録早朝・夕方利用とは

一般登録実施時間前後の早朝・夕方の時間帯、保護者が就労等で留守になる家庭の児童に、安全・安心な居場所を提供することを目的としています。

早朝利用と夕方利用を両方利用することも、どちらか一方だけを利用することも可能です。長期休業期間など、利用する月を指定した利用も可能です。

なお、学童クラブと異なり、おやつを提供はありません。

(2) 登室・帰宅

自由登室・自由帰宅です。出欠確認や入退室時間の管理は行いません。登室する日時や帰宅時間をご家族で相談の上、決定してください。児童の入退室状況は、入退室管理システムから保護者に送信されるメールで確認いただくことができます。

(3) 学校休業日の昼食

学校休業日の昼食は、原則、家庭でとっていただきます。ただし、児童のみの食事になる家庭を対象に、事前登録制で昼食を食べる場を提供します。お弁当は自己管理です。

登録は、各ひろばにて行いますので、詳細は、利用承認後に各ひろばにお問い合わせください。

(4) 利用時間

期間	区分	学校授業日	土曜日・学校休業日
4月～10月 3月	早朝利用	なし	午前8時15分～午前9時
	夕方利用	午後5時～午後6時	午後5時～午後6時
11月～2月	早朝利用	なし	午前8時15分～午前9時
	夕方利用	午後4時30分～午後6時	午後4時30分～午後6時

(5) お休み

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始

※ 土曜日に関しては、「(6) 土曜日(土曜日育成)」のとおりです。

(6) 土曜日(土曜日育成)

土曜日に保護者の就労等により育成が必要な児童は、利用申請の際に、土曜日育成の申請が必要です。土曜日育成の申請がない児童は、利用できませんのでご注意ください。

土曜日育成のご利用にあたっては、就労証明書等にて、保護者が土曜日に留守となることを確認します。

2 利用料金

(1) 利用料金

早朝・夕方利用の料金は、口座振替で納入していただきます(各月末引落、月末が日曜日、土曜日・休日の場合は翌金融機関営業日)。口座振替の登録は、便利なオンライン登録をご利用いただけます。詳しくは、16ページをご覧ください。

早朝利用料	月額 1,000円
夕方利用料	月額 1,500円

- 「口座引落とし開始、引落とし済」のお知らせは発行いたしません。通帳等でご確認ください。
- 一般登録早朝・夕方利用に登録している場合は、月の途中入会であってもその月の利用料がかかります。病気や事故などの理由で長期欠席する場合にも利用料はかかります。

(2) 早朝・夕方利用料の減額・免除制度

次の表に該当する児童の保護者は、別途申請により一般登録早朝・夕方利用料を減額・免除します。利用承認通知書に同封する「減額免除のご案内」をよくお読みいただき、電子申請してください。

この申請は年度ごとに行う必要があります。

なお、年度の途中で世帯の状況が変わった場合は子どもわくわく課にお知らせください。

世帯の状況		減免の割合	対象期間
1	生活保護世帯	全額免除 一般登録早朝利用1,000円→0円 一般登録夕方利用1,500円→0円	生活保護を受けている期間
2	保護者の住民税が非課税であるとき※1		非課税となった年度
3	就学援助を受けているとき	2分の1に減額※2 一般登録早朝利用1,000円→500円 一般登録夕方利用1,500円→750円	「就学援助費認定結果通知書」に記載されている認定年月日から就学援助を受けている期間
4	2人以上の児童が一般登録早朝・夕方利用しているとき	2人目以降につき 2分の1に減額※2 ※3 一般登録早朝利用1,000円→500円 一般登録夕方利用1,500円→750円	2人以上の児童が利用している期間

※1 保護者が他の者に扶養されているときは、その扶養者が利用年度において非課税である場合に該当となります。

※2 上記3.4に重複して該当する場合でも、利用料の減額は2分の1までとなります。

※3 2人目以降に減免が適用されるのは、2人以上が一般登録早朝・夕方利用している場合に限り、1人目が一般登録早朝・夕方利用、2人目が学童クラブを利用する場合は減免の対象とはなりません。

3 利用の申込み

一般登録早朝・夕方利用は、表紙の二次元コードまたはURLから申請してください。

(1) 利用の申し込みができる児童

以下の要件をすべて満たす児童です。

1	当該小学校に在籍する児童または当該小学校の通学区域に居住する私立小学校等の児童
2	保護者の状況が、一般登録早朝・夕方利用承認基準（8ページ参照）に該当する就労、疾病等のため延長時間帯に家庭において適切な保護を受けることができない児童

<その他の注意点>

就労時間、就学時間の最低基準	就労時間、就学時間の最低基準は、原則、 <u>月曜から土曜の間に週3日以上就業、就学時間が早朝（8：15～9：00）・夕方（17：00～18：00）の利用時間にかかること（通勤時間、残業時間含む）。</u>
育児休業期間	育児休業期間中に一般登録早朝・夕方利用制度を利用することはできません。一斉受付の時は、 <u>5月1日までに復職する場合は申請が可能</u> です。5月2日以降に復職する予定の場合は、復職予定日の1か月前からの利用が可能です。

(2) 利用の申し込みができるわくわく☆ひろば

在籍している小学校のわくわく☆ひろばを利用できます（21ページ参照）。私立小学校等に通学している場合、通学区域内の小学校のわくわく☆ひろばを利用できます。

4 利用申込みの流れ（一斉受付）

電子にて申請
(期限厳守)

令和6年11月25日(月)～令和7年1月6日(月)

- ・令和7年度申請分より、電子での申請です。

要件の確認

- ・就労証明書等で一般登録早朝・夕方利用の要件を満たしているか確認します。
- ・要件を満たしていれば利用を承認します。

結果の通知

令和7年2月12日(水) 発送(予定)

- ・ご自宅あてに郵送、または現在利用中の児童を通じてお渡しします。

利用案内

令和7年3月中旬(予定)

- ・各わくわく☆ひろばより利用にあたっての必要手続等をご案内いたします。
- ・わくわく☆ひろば（一般登録）登録申込書をご提出いただきます（新規のみ）。

利 用

令和7年4月1日(火)～

新1年生の利用開始時期について

一般登録早朝・夕方利用をする場合は、4月1日から「わくわく☆ひろば」をご利用いただけます。
ただし、一般登録のみ利用する場合は、おおむね5月上旬から利用開始となります。

5 申込みに必要な書類

就労等の状況を証明する書類（各証明書は証明年月日から3か月以内のもの）の画像やデータ添付が必要です。

保護者1名につき、以下の状況に応じて書類を添付してください※1。

きょうだいで同じ学校の一般登録早朝・夕方利用に申請する場合も、二人目以降の保護者書類の添付は必要です。

状況	提出書類・添付書類
就労	<p>就労証明書（北区ホームページからダウンロードできます）</p>  <p>https://www.city.kita.tokyo.jp/k-wakuwaku/kosodatekyoiku/plan/gakudo/gakudou_shinsei.html</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 変則就労の場合で、就労証明書だけでは基準を満たしているか確認できない場合は、シフト表やタイムカード等の提出を求められることがあります。 ● 必ず勤務先の証明を受けてください。 ● 自営業（フリーランス）の方はご自身で就労証明書を作成してください。就労証明書で勤務状況が判断できない場合は、請負契約書、発注表等のコピーを提出していただく場合があります。 ● 勤務先が複数箇所になる場合は、就労証明書も複数添付してください。 ● 下のお子さんの保育園申請に使用する、就労証明書（証明日が3か月以内証明済みのもの）をご自身で用意していただき、添付していただくこともできます。ただし、短時間勤務制度を利用している場合は、必ず短時間勤務の記載がある就労証明書を添付してください。 ● 単身赴任中の場合、就労証明書は不要です。 ● 就労証明書の修正には修正液や修正テープを使用できません。二重線で訂正をしてください。なお、就労証明書の訂正（加筆・修正等）が必要な場合は、勤務先による訂正に限ります。
* 当該就労証明書は、学童クラブ利用（1～3年生）の申請でも使用することができます。必要な方はあらかじめコピーをお手元に保管ください。	
求職中	<ul style="list-style-type: none"> ● 書類の添付は不要です。 ● 利用承認期間は利用承認日から2か月以内です。 ● 利用承認日から2か月以内に就職できない場合、一般登録早朝・夕方利用は辞退していただきます。 ● 求職期間の延長はできません。 ● 求職期間終了後、学童クラブを「求職中」として申し込むことはできません。
出産予定	<p>母子手帳の出産予定日が記載されているページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 利用承認期間は出産予定月の2か月前から出産日以後2か月以内です。
疾病・心身障害	身体障害者手帳等 または 診断書
看護・介護	介護を受けている人の 介護保険被保険者証 （要介護状態区分等の確認ができるページ）または 診断書
学生・技能取得	在学証明書 または 学生証等 + 時間割表等

※1 申請するお子さんが身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所有している場合は、添付してください。

6 利用承認の基準

一般登録早朝・夕方利用では、提出書類により利用承認基準を満たしているか確認します。保護者が、以下の承認基準のいずれかを満たしていれば利用を承認します。定員はありませんので、指数の算出は行いません。

一般登録早朝・夕方利用の承認基準		
1	就労	月～土曜日の間に週3日以上、就労時間が早朝（8：15～9：00）・夕方（17：00～18：00）の利用時間帯にかかる場合（通勤時間、残業時間を含む） ※長期休業期間外の早朝利用については、土曜日の早朝利用時間帯に保護に当たれない場合
2	出産	妊娠・出産（予定月の2か月前から出産日以後2か月以内）
3	疾病・負傷	入院（1か月以上）、常時臥床（1か月以上）、精神性、感染症、一般療養（児童を保護することが困難であると推定できる病状で、継続通院を必要とする者）のいずれかの状態にある場合
4	心身障害者	身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～4級、精神障害者保健福祉手帳1～3級のいずれかを所持している場合
5	介護	早朝（8：15～9：00）・夕方（17：00～18：00）の延長時間帯に1か月以上介護を行っている場合
6	災害	火災による家屋の損傷、その他災害復旧のため保護に当たれない場合
7	就学等	就学または技能取得（職業訓練校、各種学校等）のため、月～土曜日の間に週3日以上、早朝（8：15～9：00）・夕方（17：00～18：00）の利用時間帯に保護に当たれない場合 ※長期休業期間外の早朝利用については、土曜日の早朝利用時間帯に保護に当たれない場合
8	求職	求職のため、月～土曜日の間に週3日以上、早朝（8：15～9：00）・夕方（17：00～18：00）の利用時間帯に保護に当たれない場合（利用承認から2か月以内） ※長期休業期間外の早朝利用については、土曜日の早朝利用時間帯に保護に当たれない場合
9	その他	1から8に該当しないもので、明らかに児童の保護に欠けると認められる場合

- 必要に応じて、面談または電話により保護者の申請内容等の確認を行うことがあります。
- 保護者とは、現に監護している（簡単にいうと、面倒をみていること）者を指します。法律上児童を監護する義務のない者でも、現に児童を監護していれば、保護者とします。



1 学童クラブとは

(1) 学童クラブとは

放課後、帰宅しても保護者が就労等のため留守になる家庭、または疾病等により昼間家庭で適切な保護ができない家庭の児童に、遊びと生活の場を提供することにより児童の健全な育成を図ることを目的としています。

余暇指導・生活指導などを、おおむね児童 40 名につき育成担当指導員 2 名で行います。

電子連絡帳と入退室管理システム（入退室時にバーコードリーダーを読み込むことにより、保護者あてにメールが送られ、入退室状況を確認できます）を用いて、出欠や入退室時間の管理を行います。

(2) 育成時間・延長育成時間

原則、習い事に行ってから利用や、利用時間内の途中で習い事等に行っても戻ってくることはできません。

区分	学校授業日	学校休業日
育成時間	授業終了後～午後 6 時	午前 8 時 15 分～午後 6 時
延長育成時間	午後 6 時～午後 7 時	午後 6 時～午後 7 時

(3) 延長育成とは

午後 6 時以降の延長育成を利用する場合、学童クラブ利用申請とは別に、学童クラブ延長利用申請が必要です。延長育成の利用条件は 11 ページをご確認ください。

延長育成を利用する方は、学童クラブまでのお迎えが必要です。なお、延長育成のみの利用はできません。

(4) お休み

日曜日、祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

※ 土曜日に関しては、下記「土曜日（土曜日育成）について」のとおりです。

(5) 土曜日（土曜日育成）について

土曜日に保護者の就労等により育成が必要な児童は、利用申請の際に、土曜日育成の申請が必要です。土曜日育成の申請がない児童は、利用できませんのでご注意ください。

土曜日育成のご利用にあたっては、就労証明書等にて、保護者が土曜日に留守となることを確認します。

<土曜日育成の育成場所・育成時間>

区分	区が運営する学童クラブ (22~23 ページをご確認ください)	民間事業者が運営する学童クラブ (22~23 ページをご確認ください)
育成場所	わくわく☆ひろば（放課後ルーム）	学童クラブ室
育成時間	午前 8 時 15 分～午後 6 時	

2 利用料金

(1) 育成料・延長育成料

育成料・延長育成料は、口座振替で納入していただきます（各月末引落、月末が日曜日、土曜日・休日の場合は翌金融機関営業日）。

口座振替の登録は、便利なオンライン登録がご利用いただけます。詳しくは、16 ページをご覧ください。

なお、育成料にはおやつ代（1,500 円）が含まれます。

育成料	月額 6,500円 （おやつ代1,500円を含む）
延長育成料	月額 2,000円

- 「引落とし済」のお知らせは発行いたしません。通帳等でご確認ください。
- 月の最初の開室日に学童クラブに在籍している場合は、その月の育成料及び延長育成料がかかります。**病気や事故などの理由で長期欠席する場合にも育成料及び延長育成料がかかります。**
- 延長育成料は、午後6時以降の延長育成を利用する場合にかかります。
- 食物アレルギーをもつ児童のおやつ提供については、保護者におやつ用意をお願いすることがあります。その場合はおやつ代（1,500 円）を除く、5,000 円のみ納入していただきます。

<育成料及び延長育成料の減額・免除制度>

次の表に該当する児童の保護者は、別途申請により育成料、延長育成料を減額・免除します。利用承認通知書に同封する「減額免除のご案内」をよくお読みいただき、電子申請してください。

この申請は年度ごとに行う必要があります。

なお、年度の途中で世帯の状況が変わった場合は子どもわくわく課にお知らせください。

世帯の状況		減免の割合	対象期間
1	生活保護世帯	全額免除 学童クラブ育成料6,500円→0円 学童クラブ延長育成料2,000円→0円	生活保護を受けている期間
2	保護者の住民税が非課税であるとき※1		非課税となった年度
3	就学援助を受けているとき	2分の1に減額※2 育成料6,500円→3,250円 延長育成料2,000円→1,000円	「就学援助費認定結果通知書」に記載されている認定年月日から就学援助を受けている期間
4	2人以上の児童が学童クラブを利用しているとき	2人目以降につき 2分の1に減額※2※3※4 育成料6,500円→3,250円 延長育成料2,000円→1,000円	2人以上の児童が利用している期間
5	食物アレルギー等により、おやつ提供を受けることができないとき	1,500円減額 育成料6,500円→5,000円	おやつ提供を受けることができない期間

※1 保護者が他の者に扶養されているときは、その扶養者が利用年度において非課税である場合に該当となります。

※2 上記3.4に重複して該当する場合でも、育成料の減額は2分の1までとなります。

※3 2人以上の児童が学童クラブを利用している世帯で、学童クラブ延長育成を利用する児童が1人の場合は、学童クラブ延長育成料は全額納付となります。

※4 2人目以降に減免が適用されるのは、2人以上が学童クラブを利用している場合に限り、1人目が一般登録早朝・夕方利用、2人目が学童クラブを利用する場合は減免の対象とはなりません。

3 利用の申込み

学童クラブは、表紙の二次元コードまたは URL から申請してください。

(1) 利用の申し込みができる児童

以下の要件をすべて満たす児童です。

1	当該小学校に在籍する児童または当該小学校の通学区域に居住する私立小学校等の児童
2	小学校第1学年から第3学年に在籍している児童
3	保護者の状況が、学童クラブ利用承認審査基準（14 ページ参照）に該当する就労、疾病等のため昼間家庭において適切な保護を受けることができない児童

<その他の注意点>

就労時間、 就学時間の 最低基準	就労時間、就学時間の最低基準は、原則、 <u>月曜から土曜の間に週3日以上かつ1日3時間以上</u> （その時間が原則午後1時から午後6時までの間に、1年生2時間以上、2・3年生3時間以上、通勤時間・残業時間を含む）。
育児休業期間	育児休業期間中に学童クラブの利用はできません。一斉受付の時は、 <u>5月1日までに復職する場合は申請が可能</u> です。5月2日以降に復職する予定の場合は、復職予定日の1か月前からの利用が可能です。
通年利用	学童クラブの利用は、原則 <u>通年利用</u> です。夏休み、1か月といった期間を限定した利用はできません。わくわく☆ひろば一般登録、わくわく☆ひろば一般登録早朝・夕方利用、児童館、子どもセンター、児童室をご利用ください。
延長利用	延長利用の申し込み対象は、保護者の <u>就労等（通勤時間・残業時間を含む）の時間が週1日以上午後6時を超える</u> 家庭です。

(2) 利用の申し込みができる学童クラブ

小学校ごとに、利用できる学童クラブが決まっています（22～23 ページ参照）。対象学童クラブが複数ある場合は、住所等による割り振りを行います。ただし、対象の学童クラブであっても、定員に空きがない場合等、ご相談させていただくことがあります。

指定校変更を希望している児童	<u>指定校変更を希望している児童</u> については、 <u>指定校変更先</u> の小学校の対象学童クラブへ申し込みをしてください。承認された場合は、指定校変更の承認通知の写しをご提出ください。指定校変更が不承認となった場合は、元の小学校の対象学童クラブに申請したものととして審査を行います。ただし、その際は再度、元の小学校の学童クラブへ申請書の提出が必要です。
区外から北区に転入する予定の場合	区外から北区へ転入予定の児童については、次年度4月1日時点の転居先住所と通学予定校が決まっている場合は、実際に引っ越していなくても、一斉受付期間に申請が可能です。学区の小学校の対象学童クラブに申請してください。2月中旬に結果の通知を郵送しますので、受け取り可能な住所（現住所）で申請し、転居先住所は備考欄に入力してください。また、転居先住所が決定していない場合は申請できませんので、決定後に申請が必要です。

学童クラブの住所等による割り振りについて

利用対象学童クラブが複数ある場合は、住所等によって利用学童クラブの割り振りを行います。

その場合、当初申請した学童クラブとは異なる学童クラブの利用の承認となる場合がありますのでご了承ください（「利用承認通知書」の発送をもって決定となります。）。

「割り振りの基本的な考え方」

- 1 通学路や交通事情などを考慮して、幹線道路や主要道路で地域を区切る。
- 2 自宅と学校及び学童クラブとの距離を考慮する。
- 3 利用児童の安全に配慮をする。
- 4 きょうだいは、原則として同じ学童クラブとする。
- 5 その他、特に必要があると認められる場合には配慮をする。

4 利用申込みの流れ（一斉受付）

電子での申請
(期限厳守)

令和6年11月25日(月)～令和7年1月6日(月)

- ・令和7年度申請分より、電子での申請です。

審査

- ・提出書類をもとに、区で審査します。

結果の通知

令和7年2月12日(水) 発送(予定)

- ・ご自宅あてに郵送、または現在利用中の児童を通じてお渡しします。

新1年生及び新規に申し込みの方へは面談を実施します

令和7年2月20日(木)～令和7年3月14日(金)までの間の月曜日から金曜日に面談を行います。利用承認者の審査結果の通知に面談のご案内を同封いたします。利用する学童クラブへ電話で連絡し、面談実施時間を調整のうえ、必ず児童同伴でお越しください。

保護者説明会

- ・令和7年3月中旬(予定)
- ・利用予定クラブで開催します。

各種書類の提出

令和7年3月中旬(締切予定)

- ・緊急連絡票・児童票等の書類を提出

育成

令和7年4月1日(火)～

5 申込みに必要な書類

就労等の状況を証明する書類（各証明書は証明年月日から3か月以内のもの）

保護者1名につき、以下の状況に応じて書類を添付してください※1。

きょうだいで同じ学童クラブに申請する場合も、それぞれの申請に保護者書類の添付が必要です。

状況	提出書類・添付書類
就労	<p>就労証明書（北区ホームページからダウンロードできます）</p>  <p>https://www.city.kita.tokyo.jp/k-wakuwaku/kosodatekyoiku/plan/gakudo/gakudou_shinsei.html</p>
* 当該就労証明書は、一般登録早朝・夕方延長の申請でも使用することができます。必要な方はあらかじめコピーをお手元に保管ください。	<ul style="list-style-type: none"> ● 変則就労の場合で、就労証明書だけでは基準を満たしているか確認できない場合は、シフト表やタイムカード等の提出を求められることがあります。 ● 必ず勤務先の証明を受けてください。 ● 自営業（フリーランス）の方はご自身で就労証明書を作成してください。就労証明書で勤務状況が判断できない場合は、請負契約書、発注表等のコピーを提出していただく場合があります。 ● 勤務先が複数箇所になる場合は、就労証明書も複数提出してください。 ● 下のお子さんの保育園申請に使用する、就労証明書（証明日が3か月以内証明済みのもの）をご自身で用意していただき、ご提出していただくこともできます。ただし、短時間勤務制度を利用している場合は、必ず短時間勤務の記載がある就労証明書を提出してください。 ● 単身赴任中の場合、就労証明書は不要です。 ● 就労証明書の修正には修正液や修正テープを使用できません。二重線で訂正をしてください。なお、就労証明書の訂正（加筆・修正等）が必要な場合は、勤務先による訂正に限ります。
求職中	<ul style="list-style-type: none"> ● 書類の添付は不要です。 ● 利用承認期間は利用承認日から2か月以内です。 ● 利用承認日から2か月以内に就職できない場合、学童クラブの利用は辞退していただきます。 ● 求職期間の延長はできません。 ● 求職期間終了後、一般登録早朝・夕方利用を「求職中」として申し込むことはできません。
出産予定	<p>母子手帳の出産予定日が記載されているページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 利用承認期間は出産予定月の2か月前から出産日以後2か月以内です。
疾病・心身障害	身体障害者手帳等 または 診断書
看護・介護	介護を受けている人の 介護保険被保険者証 （要介護状態区分等の確認ができるページ）または 診断書
学生・技能取得	在学証明書 または 学生証等 + 時間割表等

※1 申請するお子さんが身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所有している場合は、手帳の写しを添付してください。

6 利用承認の基準

学童クラブの承認審査は、まず、提出書類により利用承認基準を満たしているか確認します。利用申請者が学童クラブの受入可能人数よりも少ない場合は、承認基準を満たしていれば利用を承認します。

承認基準を満たしている申請者数が申請先学童クラブの受入可能人数を超えた場合は、学童クラブ利用承認審査基準(15 ページ参照)に基づき指数を算出し、算出された数値の高い順に利用の承認を行います。

ただし、基準指数は保護者の指数のうち、いずれか低い方の指数とします。また、算出された数値が同数の場合は、「同指数の場合の優先順位」に基づき利用承認を行います。

学童クラブの利用承認基準		
1	就労	月～土曜日の間に週3日以上かつ1日3時間以上（その時間が原則午後1時から午後6時までの間に、1年生2時間以上、2・3年生3時間以上、通勤時間および残業時間を含む）
2	出産	妊娠・出産（予定月の2か月前から出産日以後2か月以内）
3	疾病・負傷	入院（1か月以上）、常時臥床（1か月以上）、精神性、感染症、一般療養（児童を保護することが困難であると推定できる病状で、継続通院を必要とする者）のいずれかの状態にある場合
4	心身障害者	身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～4級、精神障害者保健福祉手帳1～3級のいずれかを所持している場合
5	介護	1か月以上で午前中は除く介護を行っている場合
6	災害	火災による家屋の損傷、その他災害復旧のため保護に当たれない場合
7	就学等	就学または技能取得（職業訓練校、各種学校等）のため保護に当たれない場合
8	求職	求職のため、昼間外出を常態としている場合（利用承認から2か月以内）
9	その他	1から8に該当しないもので、明らかに児童の保護に欠けると認められる場合

- 保護者とは、現に監護している（簡単にいうと、面倒をみていること）者を指します。法律上児童を監護する義務のない者でも、現に児童を監護していれば、保護者とします。
- 必要に応じて、面談または電話により保護者の申請内容等の確認を行うことがあります。

学童クラブ利用承認審査基準

1 基準指数

番号	保護者の状況	細目		指数
		月～土曜日の就労日数	1日の就労時間	
1	就労	(1)週5日以上	ア) 8時間以上	10
			イ) 6時間以上 8時間未満	9
			ウ) 3時間以上 6時間未満	8
		(2)週4日	ア) 8時間以上	9
			イ) 6時間以上 8時間未満	8
			ウ) 3時間以上 6時間未満	7
		(3)週3日	ア) 8時間以上	8
			イ) 6時間以上 8時間未満	7
			ウ) 3時間以上 6時間未満	6
2	出産	妊娠・出産（予定月の2か月前から出産日以後2か月以内）		7
3	疾病・負傷	入院（1か月以上）		10
		常時臥床（1か月以上）		10
		精神性、感染性		10
		一般療養		8
4	心身障害者	身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2・3度、精神障害者保健福祉手帳1・2・3級		10
		身体障害者手帳3級または愛の手帳4度		8
		身体障害者手帳4級		6
5	介護	1か月以上で午前中は除く介護		就労に準ずる
6	災害	火災による家屋の損傷、その他災害復旧のため保護に当たれない場合		10
7	就学等	就学または技能取得（職業訓練校、各種学校等）のため保護に当たれない場合		就労に準ずる
8	求職	求職のため、昼間外出を常態としている場合（利用承認日から2か月以内）		5
9	その他	1から8に該当しないもので、明らかに児童の保護に欠けると認められる場合		5～10

- 備考 1 複数の保護者の基準指数が異なる場合は、低い方の基準指数を適用する。
2 番号9その他については、番号1から8の保護者の状況に準じて検討を行う。

2 調整指数

番号	類型	細目	指数
1	学年状況	(1)小学校1年生	+4
		(2)小学校2年生	+2
2	世帯状況	(1)ひとり親の世帯（母子または父子のみの世帯）	+4
		(2)ひとり親世帯に準ずる世帯	+4
		(3)祖父母のみの世帯	+4
3	障害のある児童	特別支援学級（固定学級）に在籍している児童又は、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所有している児童	+3
4	延長申請	延長利用申請している児童	+3
5	その他	(1)学童クラブ育成料、又は一般登録早朝・夕方延長利用育成料を3か月分以上滞納している場合（兄弟姉妹に係る育成料を含む。）	-5
		(2)北区外在住者	-2

- 備考 1 ひとり親世帯に準ずる世帯とは、つぎに掲げる場合をいう。
(1) 単身赴任等によりひとり親の世帯と同じ状況にある場合
(2) 70歳以上または児童を保護できない病気のある祖父母と同居するひとり親の世帯の場合
2 学童クラブ育成料、又は一般登録早朝・夕方延長利用育成料を3か月分以上滞納している場合とは、申請書の提出開始日の時点で学童クラブ育成料、又は一般登録早朝・夕方延長利用育成料を滞納している場合をいう。（兄弟姉妹に係る育成料を含む。）

3 同指数の場合の優先順位

1	学年の低い児童	
2	ひとり親世帯の児童	
3	ひとり親世帯に準じる世帯の児童	
4	特別支援学級（固定学級）に在籍している児童又は、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所有している児童	
5	保護者の帰宅時間が遅い児童	
6	その他	(1)自宅から学童クラブへの距離が遠いもの
		(2)生年月日の遅いもの
		(3)北区在住のもの

- 備考 1 1の表の基準指数に2の表の調整指数を加算した指数の高い方から順次利用承認の決定を行い、指数が同位の場合においては、3の表を適用し利用の承認を行う。
2 保護者の帰宅時間が遅い児童の保護者の通勤時間・経路は勤務先から自宅への最短時間・経路とする。

5

口座振替の登録

令和7年度申請分から口座振替の登録がスマートフォンで行えます。

登録方法は、以下の北区ホームページ、または利用承認通知書に同封するご案内を確認のうえ、利用承認後にお手続きください。

オンラインでの口座振替登録が可能な金融機関の口座をお持ちでない場合は、利用承認されたわくわく☆ひろば、または学童クラブまでご相談ください。

口座振替の登録は、右のコードまたは北区公式ホームページからアクセスできます。

【URL】 <https://www.city.kita.tokyo.jp/shunosuishin/kurashi/zekin/noze/webkoza.html>



<口座振替登録に関する注意事項>

1	きょうだいが登録している場合も、児童1名ごとに申請が必要です。
2	登録には「Web 口座振替受付サービス」または「AIRPOST」のサービスを利用します。登録方法によって、利用できる金融機関が異なります。
3	一部、口座振替に対応していない金融機関があります。上記ホームページからご確認ください。
4	前年度に一般登録早朝・夕方利用または学童クラブをご利用されており、同じ口座を利用する場合の登録は不要です。

6

結果の通知

一般登録早朝・夕方利用の承認、不承認および学童クラブの承認、不承認、利用待機の結果は、ご自宅あてに郵送、または現在利用中の児童を通じてお渡しします。

一般登録 早朝・夕方 利用	利用の承認	利用承認通知書を通知
	利用の不承認	利用不承認通知書を通知
学童クラブ	利用の承認	利用承認通知書、延長利用承認通知書を通知
	利用の不承認	利用不承認通知書、延長利用不承認通知書を通知
	利用待機	利用待機通知書を通知 ※待機児童の利用順位については、定員に空きが出た時点で、利用承認審査基準の指数により算出された数値の高い順になります。

7

利用承認後の各種届出・利用の停止・取消

(1) 各種届出

家族状況や連絡先などが変わった場合や一般登録早朝・夕方利用、学童クラブを辞退する場合は、すみやかにわくわく☆ひろばまたは学童クラブにお知らせください。届出用紙は、各わくわく☆ひろば、学童クラブにあります。また、ホームページからもダウンロードが可能です。

変更届	提出書類の記載内容（家庭状況・勤務先・連絡先等）に変更がある場合 一般登録早朝・夕方利用の利用月を変更する場合 など
利用辞退申出書	一般登録早朝・夕方利用、学童クラブ、学童クラブ延長利用を辞退する場合

(2) 利用の停止

感染症等により児童が学校を出席停止となった場合には、一般登録早朝・夕方利用、学童クラブも利用を停止します。

(3) 利用承認の取消

次の場合は、一般登録早朝・夕方利用、学童クラブの承認が取り消されることがあります。

1	利用対象児童でなくなったとき (1) 北区から転出し、北区立小学校に通学しなくなったとき (2) 保護者が「一般登録早朝・夕方利用承認基準」または「学童クラブ利用承認審査基準」に該当しなくなったとき (3) 放課後継続的に保護者からの保護が受けられるようになったとき
2	児童が疾病その他の理由により集団生活に適さなくなったとき
3	正当な理由がなく長期間（おおよそ30日間）にわたって利用しないとき ※
4	利用申請に虚偽があったとき
5	区長が特に必要があると認めたとき (1) 無断で1か月のうち4日以上欠席をしたとき ※ (2) 保護者が求職活動中の場合、児童が一般登録早朝・夕方利用または学童クラブを承認されてから、2か月以内に就職できないとき

※ 一般登録早朝・夕方利用には適用しません。



よくあるご質問

共通

- Q1 | インフルエンザ等で学級閉鎖となっている場合に、感染していなければ、わくわく☆ひろばを利用できますか？
A1 | 学級閉鎖による自宅待機となっている学級の児童は、利用できません。

一般登録早朝・夕方利用及び学童クラブ

- Q1 | 申込状況を知りたいときはどうすればよいですか？
A1 | 各学童クラブ、各わくわく☆ひろばに直接お問い合わせください。
- Q2 | 一般登録早朝・夕方利用、学童クラブを辞退する場合はどうすればよいですか？
A2 | ご利用中のわくわく☆ひろば、学童クラブに「利用辞退申出書」を提出してください。「利用辞退申出書」は各わくわく☆ひろば、各学童クラブにあります。北区ホームページからのダウンロードも可能です。
なお、利用辞退月の初めの開室日に在籍していた場合、辞退月分の育成料は全額納付となります。
例：8月31日付辞退 ▶ 9月分の育成料はかかりません。
9月1日付辞退 ▶ 9月分の育成料をいただきます。
- Q3 | 勤務先が変わった場合はどうすればよいですか？
A3 | 提出書類の内容（家庭の状況、勤務先、連絡先等）に変更があったときは、「変更届」と必要書類をすみやかにご利用中のわくわく☆ひろば、学童クラブに提出してください。「変更届」は各わくわく☆ひろば、各学童クラブにあります。北区ホームページからのダウンロードも可能です。
- Q4 | 残高不足等で育成料が引落されなかったのですが、どうすればよいですか？
A4 | 翌月中旬頃に納付書をお送りしますので金融機関にてお支払ください。月末までに引落口座の残高確認をお願いします。
- Q5 | 土曜日に勤務がありますが、土曜日育成について申請しておいたほうがよいのでしょうか？
A5 | 土曜日に勤務があり、児童を預ける必要がある場合には、お申し込みください。
- Q6 | 私立（または国立）小学校に入学予定ですが、どのわくわく☆ひろば、学童クラブに申し込めばよいのですか？
A6 | 居住地の小中学校区で実施しているわくわく☆ひろば、学童クラブが対象となります。詳しくは21~23ページをご覧ください。ご不明な点がございましたら、ご自宅の近くの児童館へお問い合わせください。
- Q7 | 入会中に育児休業を取得する場合、いつまで一般登録早朝・夕方利用、学童クラブを利用できますか？
A7 | 年度の途中で育児休業を取得する場合、取得月の末日（1日から取得の場合は前月末日）に退会となります。
例：8月15日から育児休業を取得 → 8月31日付退会
8月1日から育児休業を取得 → 7月31日付退会

- Q 8 | **上の子が一般登録早朝・夕方利用、下の子が学童クラブを利用しています。減額の対象になりますか？**
- A 8 | 別々の制度をご利用の場合は、減額の対象になりません。
きょうだいの2人以上が一般登録早朝・夕方利用をしている場合、もしくはきょうだいの2人以上が学童クラブを利用している場合は、2人目以降のごきょうだいの育成料が減額されます。
- Q 9 | **一斉受付の期限が過ぎてしまった場合は、申請できないのですか？**
- A 9 | 一斉受付期間が過ぎても、随時申請を受け付けています。申請方法が紙での申請のみとなりますので、ご注意ください。随時申請書類は、各わくわく☆ひろば、各学童クラブにあります。北区ホームページからのダウンロードも可能です。詳しくは、北区ホームページをご覧ください。

一般登録及び一般登録早朝・夕方利用

- Q 1 | **学校休業日のお昼ご飯はどうすればよいですか？**
- A 1 | 原則家庭で食べていただきます。ただし、児童のみの食事になる家庭を対象に、事前登録制で孤食を防ぐ目的として昼食を食べる場を提供します。お弁当は自己管理です。また、保護者の責任のもと、宅配弁当を注文することも可能です。
登録は各ひろばにて行いますので、詳細は各ひろばにお問い合わせください。

一般登録

- Q 1 | **一般登録だけの利用はできますか？**
- A 1 | 可能です。わくわく☆ひろばで直接登録いただければ、その日から利用できます。
また、新1年生については、入学後、ひろばごとに一斉登録の機会を設けています。ただし、新1年生の利用はおおむね5月上旬からです（ひろばごとに異なりますので、詳細は各ひろばからのおたより等をご確認ください）。4月からわくわく☆ひろばを利用する必要がある新一年生は、学童クラブもしくは一般登録早朝・夕方利用をご利用ください。

一般登録早朝・夕方利用

- Q 1 | **土曜日、夏休みだけの利用はできますか？**
- A 1 | 可能です。土曜日の利用にあたっては、一般登録早朝・夕方延長利用を申請する際、土曜日育成欄に入力ください。また、就労証明書等にて、最低基準を満たしていることに加えて、土曜日の一般登録早朝・夕方利用時間帯に保護者が就労等で留守にしていることを確認します。土曜日のみ利用する場合でも利用料は変わりません（長期休業中でない土曜日の早朝延長を利用する場合）。また、夏休み期間のみ、4月のみなど、期間を定めた利用も可能です。夏休みのみご利用される場合は、一般登録早朝・夕方延長利用申請書の「利用を希望する期間」の7月と8月にチェックしてください。
- Q 2 | **わくわく☆ひろばへの送迎は必要ですか？**
- A 2 | 必要ありません。一般登録は自由登室・自由帰宅となります。そのため、出欠確認や入退室時間の管理は行いません。登室する日時や帰宅時間はご家族で相談の上、決定してください。また、入退室時にバーコードリーダーを読み込むことにより、保護者あてにメールが送られる入退室管理システムを導入していますので、入退室状況はそちらでご確認ください。

- Q 3 | **審査はありますか？**
A 3 | ありません。利用基準を満たしているかの確認のみ行います。基準を満たしていれば利用を承認します。
- Q 4 | **定員はありますか？**
A 4 | ありません。基準を満たしていれば利用を承認します。
- Q 5 | **毎日利用する必要がありますか？**
A 5 | 毎日利用する必要はありません。一般登録早朝・夕方利用が必要なときのみご利用ください。ただし、利用日数にかかわらず、登録がある場合は1ヶ月分の利用料がかかります。また、一般登録は自由登室・自由帰宅となります。そのため、出欠確認や入退室時間の管理は行いません。一般登録早朝・夕方利用制度を利用する日や帰宅時間はご家族で相談の上、決定してください。
- Q 6 | **一斉受付期間に申請した利用希望月を変更することはできますか？**
A 6 | 事前にわくわく☆ひろばに申し出ていただければ、変更することができます。「変更届」にその旨を記入し、わくわく☆ひろばにご提出ください。「変更届」はわくわく☆ひろばもしくは北区ホームページからご入手ください。

学童クラブ

- Q 1 | **学校休業日の育成（一日育成）の日のお昼ご飯はどうすればよいですか？**
A 1 | お弁当を持参していただきます。もしくは、保護者の責任のもと、宅配弁当を注文することも可能です。
- Q 2 | **土曜日にフルタイムで就労しています。利用承認の際、考慮はされますか？**
A 2 | 月曜日から土曜日の週6日で利用承認の算定を行います。
- Q 3 | **土曜日、夏休みだけの利用はできますか？**
A 3 | 学童クラブの利用承認基準に該当しません。一般登録・児童館・子どもセンター・児童室をご利用ください。一般登録早朝・夕方利用にあたっては、要件の確認を行います。詳細は9ページ以降の案内をご覧ください。
- Q 4 | **学童クラブを見学したいのですが？**
A 4 | あらかじめ学童クラブにご連絡いただければ見学できます。
- Q 5 | **学童クラブへの送迎は必要ですか？**
A 5 | 学童クラブへの送迎は原則、必要ありません。通常の登下校と同様に、児童自身で行っていただきます。新たに利用する児童は、安全確保のため学童クラブ利用開始日前までに、学童クラブから自宅までの道順を保護者とお子さんで確認してください。また、保護者の方がお迎えに来る場合は、各学童クラブにご連絡ください。ただし、延長利用なさる方は学童クラブまでのお迎えが必要です。
- Q 6 | **下の子の保育園へのお迎えがあるので午後6時に間に合わない場合は、延長利用の申請はできますか？**
A 6 | 可能です。延長利用の申請欄に、下の子が通園している保育園、お迎えに要する時間、クラブへの到着予定時刻を明記してください。ただし、途中で寄り道をしたり、一度帰宅してから学童クラブにお迎えに来たりすることはできませんので、保育園から直接お越しください。

<わくわく☆ひろば一覧表>

令和6年11月現在

在籍の小学校内にあるわくわく☆ひろばをご利用いただけます。

私立小学校等に通学している場合は、通学区域内の小学校にあるわくわく☆ひろばをご利用ください。

小学校名	名称	所在地	併設施設	電話番号	運営	管轄児童館・電話番号
王子	わくわく王子ひろば	王子2-7-40	小学校	3911-1910	民間	王子東 3913-8851
王子第一	わくわく王一ひろば	王子5-14-18	小学校	3927-2111	民間	豊島 3911-9481
王子第二	わくわく王二ひろば	王子本町2-2-5	小学校	3905-6630	民間	十条台 3905-7120
王子第三	わくわく王三ひろば	上十条5-2-3	小学校	3908-6803	民間	八幡山 3905-0713
王子第五	わくわく王五ひろば	上十条2-18-17	小学校	3905-4880	直営	西が丘 3907-7394
豊川	わくわく豊川ひろば	豊島3-10-23	小学校	5390-0151	民間	豊島 3911-9481
堀船	わくわく堀船ひろば	堀船2-11-9	小学校	3912-2876	民間	栄町 3911-5836
柳田	わくわく柳田ひろば	豊島2-11-20	小学校	3911-6022	民間	王子東 3913-8851
東十条	わくわく東十条ひろば	東十条3-14-23	小学校	3927-5701	直営	東十条東 3912-3078
としま若葉	わくわくとしま若葉ひろば	豊島5-3-30	小学校	3912-9020	民間	豊島 3911-9481
十条	わくわく十条ひろば	中十条3-1-6	小学校	3909-8836	民間	十条台 3907-7394
赤羽	わくわく赤羽ひろば	赤羽1-24-6	小学校	3901-7922	民間	赤羽 3901-1208
岩淵	わくわく岩淵ひろば	岩淵町6-6	小学校	3901-2611	民間	志茂子ども 交流館 3902-4646
なでしこ	わくわくなでしこひろば	志茂1-34-17	小学校	3901-3626	直営	
第四岩淵	わくわく四岩ひろば	赤羽3-24-23	小学校	3903-2020	民間	赤羽北 3906-1149
梅木	わくわく梅木ひろば	西が丘2-21-15	小学校	3908-7770	民間	西が丘 3907-7394
都の北学園	わくわく都の北ひろば	神谷2-30-1	義務教育学校	3903-0400	直営	神谷 3902-3306
桐ヶ丘郷	わくわく桐ヶ丘郷ひろば	桐ヶ丘1-10-23	小学校	3906-9274	民間	桐ヶ丘 3906-7763
袋	わくわく袋ひろば	赤羽北2-15-3	小学校	3907-6277	民間	赤羽北 3906-1149
八幡	わくわく八幡ひろば	赤羽台3-18-5	小学校	3907-0361	民間	
浮間	わくわく浮間ひろば	浮間3-4-27	小学校	3967-5811	直営	浮間 3960-5301
西浮間	わくわく西浮間ひろば	浮間2-7-1	小学校	3960-3580	民間	
赤羽台西	わくわく赤西ひろば	赤羽台2-1-34	小学校	3900-5620	民間	桐ヶ丘 3906-7763
西が丘	わくわく西が丘ひろば	西が丘1-12-14	小学校	3905-3023	直営	赤羽西 3906-3642
滝野川	わくわく滝野川ひろば	西ヶ原1-18-10	小学校	3910-4121	直営	田端 3823-2720
滝野川第二	わくわく滝二ひろば	滝野川6-19-4	小学校	3918-3770	民間	滝野川西 3916-3224
滝野川第三	わくわく滝三ひろば	滝野川1-12-27	小学校	3918-9901	民間	
滝野川第四	わくわく滝四ひろば	東田端2-5-23	小学校	3809-0152	民間	田端 3823-2720
滝野川第五	わくわく滝五ひろば	昭和町3-3-12	小学校	3894-7411	直営	栄町 3911-5836
西ヶ原	わくわく西ヶ原ひろば	西ヶ原4-19-21	小学校	3918-3720	直営	滝野川西 3916-3224
谷端	わくわく谷端ひろば	滝野川7-12-17	小学校	3918-0918	民間	
田端	わくわく田端ひろば	田端5-4-1	小学校	3827-7887	民間	田端 3823-2720
滝野川もみじ	わくわく滝野川もみじひろば	滝野川3-72-1	小学校	3915-5100	民間	滝野川西 3916-3224

<学童クラブ一覧表>

令和6年11月現在

対象小学校に複数クラブがある場合は、住所等による割り振りを行います。

学童クラブ名称		定員	所在地	併設施設	電話番号	運営	管轄児童館・電話番号	
王子小学校	学童クラブ第一	40	王子2-7-40	小学校	3911-1901	民間	王子東	3913-8851
	学童クラブ第二	40	王子2-7-40	小学校	3911-1901	民間		
	学童クラブ第三	40	王子2-7-40	小学校	3911-1901	民間		
	学童クラブ第四	40	王子2-7-40	小学校	3911-1901	民間		
	学童クラブ第五	40	王子2-7-40	小学校	3911-1901	民間		
	学童クラブ第六	40	王子2-7-40	小学校	3911-1901	民間		
	学童クラブ第七	40	王子2-7-40	小学校	3911-1901	民間		
王子第一小学校	学童クラブ第一	40	王子5-14-18	小学校	3914-4818	民間	豊島	3911-9481
	学童クラブ第二	40	王子5-14-18	小学校	3914-3974	民間		
	学童クラブ第三	40	王子5-14-18	小学校	3927-7333	民間		
	学童クラブ第四	40	王子5-14-18	小学校	3914-4818	民間		
王子第二小学校	学童クラブ	65	王子本町2-2-5	小学校	3900-9638	民間	十条台	3905-7120
王子第三小学校	学童クラブ第一	40	上十条5-2-3	小学校	5993-1107	民間	八幡山	3905-0713
	学童クラブ第二	40	上十条5-2-3	小学校	3905-8223	民間		
王子第五小学校	学童クラブ第一	40	上十条2-18-17	小学校	3905-1435	直営	西が丘	3907-7394
	学童クラブ第二	40	上十条2-18-17	小学校	3905-1435	直営		
豊川小学校	学童クラブ第一	40	豊島3-10-23	小学校	3914-5594	民間	豊島	3911-9481
	学童クラブ第二	40	豊島3-10-23	小学校	3913-1624	民間		
	学童クラブ第三	40	豊島3-10-23	小学校	3913-3866	民間		
堀船小学校	学童クラブ第一	40	堀船2-11-9	小学校	3914-5838	民間	栄町	3911-5836
	学童クラブ第二	40	堀船2-11-9	小学校	3914-8003	民間		
	学童クラブ第三	40	堀船2-11-9	小学校	3914-5838	民間		
柳田小学校	学童クラブ第一	40	豊島2-11-20	小学校	3914-5595	民間	王子東	3913-8851
	学童クラブ第二	40	豊島2-11-20	小学校	3914-5020	民間		
東十条小学校	学童クラブ第一	40	東十条3-14-23	小学校	3927-2069	直営	東十条東	3912-3078
	学童クラブ第二	40	東十条3-14-23	小学校	3913-9710	直営		
	学童クラブ第三	40	東十条3-14-23	小学校	3913-5400	直営		
としま若葉小学校	学童クラブ第一	40	豊島5-3-30	小学校	3912-9686	民間	豊島	3911-9481
	学童クラブ第二	70	豊島5-5-107	都市機構	3914-3964	民間		
十条小学校	学童クラブ第一	40	中十条3-1-6	小学校	3907-8071	民間	十条台	3905-7120
	学童クラブ第二	40	中十条3-1-6	小学校	3905-7124	民間		
赤羽小学校	学童クラブ第一	40	赤羽1-24-6	小学校	3902-1565	民間	赤羽	3901-1208
	学童クラブ第二	40	赤羽1-24-6	小学校	3901-7913	民間		
	学童クラブ第三	40	赤羽1-24-6	小学校	3901-7930	民間		
岩淵小学校	学童クラブ ※1	60	岩淵町6-6	小学校	3902-0170	民間	志茂 子ども 交流館	3902-4646
なでしこ小学校	学童クラブ第一	70	志茂1-34-17	小学校	3901-3623	直営		
	学童クラブ第二	40	志茂1-34-17	小学校	3901-3624	直営		
	学童クラブ第三	40	志茂1-34-17	小学校	3901-3625	直営		
	学童クラブ第四 ※2	40	神谷3-10-8-122	民間マンション	未定	直営		
学童クラブ第五 ※3	40	神谷3-10-8-122	民間マンション	未定	直営			
第四岩淵小学校	学童クラブ第一	40	赤羽3-24-23	小学校	3903-4459	民間	赤羽北	3906-1149
	学童クラブ第二	40	赤羽3-24-23	小学校	3903-4015	民間		
	学童クラブ第三	40	赤羽3-24-23	小学校	第一・第二で対応	民間		
梅木小学校	学童クラブ第一	40	西が丘2-21-15	小学校	3908-9476	民間	西が丘	3907-7394
	学童クラブ第二	40	西が丘2-21-15	小学校	3908-4826	民間		
都の北学園	学童クラブ第一	40	神谷2-30-1	義務教育学校	3901-2634	直営	神谷	3902-3306
	学童クラブ第二	40	神谷2-30-1	義務教育学校	3901-2634	直営		
	学童クラブ第三	40	神谷2-30-1	義務教育学校	3901-2634	直営		
	学童クラブ第四	40	神谷2-30-1	義務教育学校	3901-2634	直営		
	学童クラブ第五	40	神谷2-30-1	義務教育学校	3901-2634	直営		
桐ヶ丘郷小学校	学童クラブ第一	40	桐ヶ丘1-10-23	小学校	3907-0891	民間	桐ヶ丘	3906-7763
	学童クラブ第二	40	桐ヶ丘1-10-23	小学校	3906-9276	民間		
	学童クラブ第三	40	桐ヶ丘1-10-23	小学校	3906-9275	民間		

小学校名	主な対象学童クラブ	定員	所在地	併設施設	電話番号	運営	管轄児童館・電話番号	
袋小学校	学童クラブ第一	40	赤羽北2-15-3	小学校	3907-6276	民間	赤羽北	3906-1149
	学童クラブ第二	40	赤羽北2-15-3	小学校	3907-6290	民間		
	学童クラブ第三	40	赤羽北2-15-3	小学校	3908-8838	民間		
八幡小学校	学童クラブ	40	赤羽台3-18-5	小学校	3900-9641	民間		
浮間小学校	学童クラブ第一	40	浮間3-4-27	小学校	3967-2041	民間	浮間	3960-5301
	学童クラブ第二	70	浮間3-4-27	小学校	3967-2053	民間		
	学童クラブ第三	40	浮間3-4-27	小学校	3967-0121	民間		
	学童クラブ第四 ※4	60	浮間3-4-27	小学校	3967-0031	民間		
西浮間小学校	学童クラブ第一	55	浮間2-7-1	小学校	3967-1136	民間		
	学童クラブ第二	55	浮間2-7-1	小学校	3967-1137	民間		
	学童クラブ第三	80	浮間2-7-1	小学校	3967-1138	民間		
赤羽台西小学校	学童クラブ第一	45	赤羽台2-1-34	小学校	3907-6494	民間	桐ヶ丘	3906-7763
	学童クラブ第二 ※5	60	赤羽西5-7-5	福祉作業所	5993-5133	民間		
西が丘小学校	学童クラブ第一	40	西が丘1-12-14	小学校	3900-6345	直営	赤羽西	3906-3642
	学童クラブ第二	40	西が丘1-12-14	小学校	3905-0775	直営		
滝野川小学校	学童クラブ第一	40	西ヶ原1-18-10	小学校	3918-1525	民間	田端	3823-2720
	学童クラブ第二	40	西ヶ原1-18-10	小学校	3949-0849	民間		
	学童クラブ第三	60	西ヶ原1-18-10	小学校	第一・第二で対応	民間		
	学童クラブ第四	40	西ヶ原1-18-10	小学校	第一・第二で対応	民間		
	学童クラブ第五 ※6	40	西ヶ原1-41-3	児童館	未定	民間		
滝野川第二小学校	学童クラブ第一	40	滝野川6-19-4	小学校	3916-0521	民間	滝野川西	3916-3224
	学童クラブ第二	40	滝野川6-19-4	小学校	3917-0946	民間		
	学童クラブ第三	40	滝野川6-19-4	小学校	3916-0521	民間		
滝野川第三小学校	学童クラブ第一	40	滝野川11-12-27	小学校	3910-4177	民間		
	学童クラブ第二	40	滝野川11-12-27	小学校	3918-9913	民間		
滝野川第四小学校	学童クラブ第一	40	東田端2-5-23	小学校	3893-9611	民間	田端	3823-2720
	学童クラブ第二	40	東田端2-5-23	小学校	3893-9611	民間		
	学童クラブ第三	35	東田端1-12-14	地域振興室	3800-6110	民間		
	学童クラブ第四	35	東田端1-12-14	児童室	3800-6110	民間		
滝野川第五小学校	学童クラブ第一	40	昭和町3-3-12	小学校	3800-3079	直営	栄町	3911-5836
	学童クラブ第二	40	昭和町3-3-12	小学校	3800-3081	直営		
西ヶ原小学校	学童クラブ第一	40	西ヶ原4-19-21	小学校	3910-7227	民間	滝野川西	3916-3224
	学童クラブ第二	40	西ヶ原4-19-21	小学校	3918-1230	民間		
	学童クラブ第三	40	西ヶ原4-51-28	保育園	3910-7227	民間		
谷端小学校	学童クラブ第一	40	滝野川7-12-17	小学校	3916-8641	民間		
	学童クラブ第二	40	滝野川7-12-17	小学校	3916-8641	民間		
田端小学校	学童クラブ第一	50	田端3-24-14	保育園	3823-2750	民間	田端	3823-2720
	学童クラブ第二	50	田端3-24-14	保育園	3823-2750	民間		
	学童クラブ第三	45	田端3-24-14	保育園	3823-2003	民間		
	学童クラブ第四	45	田端3-24-14	保育園	3823-2003	民間		
滝野川もみじ小学校	学童クラブ第一	40	滝野川3-72-1	小学校	3918-2501	民間	滝野川西	3916-3224
	学童クラブ第二	40	滝野川3-72-1	小学校	3918-9910	民間		
	学童クラブ第三	40	滝野川3-72-1	小学校	3916-7758	民間		

※1 岩淵小学校学童クラブは、令和7年4月1日に20名の定員拡大予定です。

※2 なでしこ小学校学童クラブ第四は、令和7年4月1日に10名の定員縮小し、旧神谷育成室へ移転予定です。

※3 (仮) なでしこ小学校学童クラブ第五は、旧神谷育成室にて令和7年4月1日に開設予定です。

※4 浮間小学校学童クラブ第四は、令和7年4月1日に20名の定員拡大予定です。

※5 赤羽台西小学校学童クラブ第二は、令和7年4月1日に20名の定員拡大予定です。

※6 (仮) 滝野川小学校学童クラブ第五は、西ヶ原子どもセンター内にて令和7年4月1日に開設予定です。

お問い合わせ先

- 北区子ども未来部子どもわくわく課運営支援係
北区滝野川2-52-10 滝野川分庁舎1階1番窓口
TEL 3908-9361 (開庁日の午前8時30分～午後5時)
- 各わくわく☆ひろば (21ページのわくわく☆ひろば一覧をご覧ください)
- 各学童クラブ (22~23ページの学童クラブ一覧をご覧ください)